

## 令和5年度 第1回 多治見市空家等審議会 議事要旨

日時：令和5年12月19日（火）午前10時から午前11時30分まで

場所：多治見市産業文化センター 3階小会議室2

### 1 出席者

#### (1) 委員

布村 由樹 委員  
長谷川 幸生 委員  
松島 祥久 委員  
木下 貴子 委員（会長）  
早川 輝夫 委員  
千野 純一 委員

#### (2) 事務局

都市計画部 部長 知原  
都市政策課 課長 日比野  
都市政策課 課長代理 原  
都市政策課 総括主査 加藤  
都市政策課 主任 近藤

### 2 第1回多治見市空家等審議会

#### (1) 会長の選任

#### (2) 議題

議題1 多治見市における特定空家等認定基準の新設について【協議】  
議題2 令和5年度特定空家等に対する略式代執行の実施について【報告】  
議題3 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正について【報告】

### 3 議事要旨

#### (1) 議題

議題1 多治見市における特定空家等認定基準の新設について【協議】

質問) 物件の状態によっては、チェックシートが重複する可能性があるため1枚にまとめたようなものにしてはどうか。

回答) 現場確認と所有者への通知を繰り返したうえで、特定空家等のいずれかに該当するかを国の定義に基づいて判断していく予定。

質問) 認定の際の優先順位はどうなるか。

回答) 人命にかかわるものを優先することになると思うが、周辺の悪影響を考慮しながら優先順位をつけていく。

質問) 管理不全空家等は、特定空家等とどのように違うのか。

回答) 管理不全空家等は、このまま放置しておくとも将来特定空家等になるような空家等で

あり、特定空家等になる一步手前のような状況である。

質問) 建物に問題がなくても、立木等が繁茂しており、特定空家等に該当するようであれば、特定空家等と判断するのか。

回答) その通り。

質問) 敷地から道路上に樹木が越境している場合は市で対応するのか。

回答) 敷地に空き家があれば、都市政策課で対応する。そうでない場合は、道路河川課で対応している。

質問) これまで特定空家等に認定した件数と、その後の状況はいかがか。

回答) これまでで7件認定し、5件は解体済みである。解体済みのうち、2件は代執行による解体である。残っている2件のうち、1件は今年度、代執行により解体する。

質問) 今回新設する基準は、建物の危険性を判断する際と比較し、判断が難しい。

回答) おっしゃる通りである。周辺住民の方の声を聴き、実際にどれくらい悪影響を受けているかを確認するとともに、担当課の職員と共に他課とも連携を図り、複数人で対応することで判断していきたい。

会長) 他に意見はあるか。事務局案のとおりとしてよい委員は挙手願う。

委員) (全員挙手。)

会長) 議題1については事務局案とする。

## 議題2 令和5年度特定空家等に対する略式代執行の実施について【報告】

質問) 相続人が相続放棄をすると誰の所有になるのか。

回答) 所有者が不存在という形になる。

質問) 国の所有になるのか。

回答) そうではない。

質問) 代執行で除却するという事は、市が税金で除却をするということか。

回答) その通りである。

## 議題3 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正について【報告】

質問) 財産管理制度についても一度説明してほしい。

回答) (財産管理制度について説明)

質問) 例えば、建物と土地の所有者が同じであって、所有者が不存在の場合で、代執行により家屋を解体し土地だけが残ると、固定資産税はどうなるのか。

回答) 不在者財産管理人が選任されていれば、そちらに請求されることになると思う。

質問) 空家等活用促進区域を指定する予定はあるのか。

回答) 県からの情報提供や国から示されたガイドラインを確認したうえで検討する。

質問) 区長として、区民から区内の空き家について問い合わせがあったときに状況を把握していないことがあるは、空き家について対応状況等を情報提供する予定はないか。

回答) 個人情報や防犯上の観点で確認する必要があるので、持ち帰り検討する。